

記載例（市街化調整区域） ※要相談

農地復元誓約書（3,000㎡以下のもの又は土地の掘削を伴わないもの）

2024 年 5 月 8 日

一宮市長 殿

転用事業者（所在） 一宮市〇〇町〇〇字〇〇 〇〇番地
〔賃借人〕（名称） 〇〇株式会社
（代表） 代表取締役 農業太郎 印

土地所有者（住所） 一宮市〇〇町〇〇字〇〇 △△番地
（氏名） 一宮 次郎 印

2024年 5 月 8 日付けで申請した下記1の農地に係る農地法第5条の規定による許可申請
に関し下記2以下のとおり農地として利用できる状態に回復（以下、「復元」という。）することを
誓約します。

記

1 農地法第5条許可申請に係る農地

一宮市〇〇町△△字〇〇 〇〇番 田 1,000㎡

2 工期及び復元実施時期

工 期：2024年 7 月 1日から2025年 6 月 30日まで
うち復元期間：2025年 6 月 1日から2025年 6 月 30日まで

3 復元の方法

- ① 整地は申請地の南側道路高を基準とし、道路から30cm以内の高さとする。
- ② 掘削行為により土量が減少し、跡地埋め戻しの基準地盤高が①の基準より低下する場合は〇〇
から購入する山土をもって補充基礎整地を行う。
- ③ 表土は、申請地において行う④に掲げる剥土作業により得られた作土で充当する。
- ④ 剥土は、地表より約1mを別に温存し、これをもって当該農地の表土とする。
- ⑤ 埋め戻しは山土等の良質土を使用し、建設廃材、網下土砂などの廃棄物は混入しない。

4 工事担当者

復元は、転用事業者の費用負担で転用事業者がこれを行う。
なお、万一、転用事業者が復元を行わない場合は、土地所有者の責において復元する。

5 工事費用の額

復元費用 1,500,000 円
（総事業費 9,000,000 円のうち）

6 農業生産減退に対する補償

現在、農作物が作付されていないため特に補償は行わない。

7 添付書類

- ① 工事計画書 ② 造成計画図 ③ 縦横断図 ④ 工事契約書等の写し

許可申請書の工期と同一にす
ること。
（3年未満の工期に限る。）

記載例（市街化区域） ※要相談

農地復元誓約書（3,000㎡以下のもの又は土地の掘削を伴わないもの）

2024 年 5 月 8 日

一宮市農業委員長 殿

転用事業者（所在） 一宮市〇〇町〇〇字〇〇 〇〇番地
〔賃借人〕（名称） 〇〇株式会社
（代表） 代表取締役 農業太郎 印

土地所有者（住所） 一宮市〇〇町〇〇字〇〇 △△番地
（氏名） 一宮 次郎 印

2024年 5 月 8 日付けで申請した下記 1 の農地に係る農地法第 5 条の規定による届出に関し下記 2 以下のとおり農地として利用できる状態に回復（以下、「復元」という。）することを誓約します。

記

届出書の工期と同一にすること。
（3 年未満の工期に限る。）

1 農地法第 5 条届出に係る農地

一宮市〇〇町△△字〇〇 〇〇番 田 1,000 ㎡

2 工期及び復元実施時期

工 期：2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで
うち復元期間：2025 年 6 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで

3 復元の方法

- ① 整地は申請地の南側道路高を基準とし、道路から 30 cm 以内の高さとする。
- ② 掘削行為により土量が減少し、跡地埋め戻しの基準地盤高が①の基準より低下する場合は〇〇から購入する山土をもって補充基礎整地を行う。
- ③ 表土は、申請地において行う④に掲げる剥土作業により得られた作土で充当する。
- ④ 剥土は、地表より約 1 m を別に温存し、これをもって当該農地の表土とする。
- ⑤ 埋め戻しは山土等の良質土を使用し、建設廃材、網下土砂などの廃棄物は混入しない。

4 工事担当者

復元は、転用事業者の費用負担で転用事業者がこれを行う。
なお、万一、転用事業者が復元を行わない場合は、土地所有者の責において復元する。

5 工事費用の額

復元費用 1,500,000 円
（総事業費 9,000,000 円のうち）

6 農業生産減退に対する補償

現在、農作物が作付されていないため特に補償は行わない。

7 添付書類

工事計画書 ② 造成計画書 ③ 縦横断図 ④ 工事等契約書の写し